

令和7年度 第3四半期(令和7年10、11、12月) 認定単位期間別定員数(人)

認 定 単 位 期 間		令和7年10、11、12月
基礎コース		38
実践コース		233
	介護福祉分野	43
	医療事務分野	49
	デジタル系 (IT分野及びデザイン分野の中のWEBデザイン系訓練)	73
	営業・販売・事務分野 建設関連分野 デザイン分野(WEBデザイン系訓練以外) その他の分野	68
	分野共有枠 (実践コースのすべての分野)	0
合 計		271
備 考		※各分野(基礎を含む)に余剰定員があれば実践コースの分野共有枠に流用可

- (注)
- 1 令和7年度は定員を超える申請状況が見込まれるため、利用者に対して多様な訓練受講の機会を増やす観点から、出来るだけ多くの機関が訓練を設定できるよう、第3四半期開講分のeラーニングコースの認定申請について、以下のとおりといたします。
- ①eラーニングコースの第3四半期の設定数(枠)は30人となります。
 - ②eラーニングコースについては、1機関1コースを上限とさせていただきます。
- 2 新規参入枠は、各認定単位期間において実践コースは30%(上限)としますが、15名に満たない場合は15名に切り上げます。なお、基礎コースは13名(上限)とします。
(定員数より上回る認定申請数がある場合に限ります。)
- 3 対象者の特性・訓練ニーズに対応した訓練として、イ)安定就労を目指す就職氷河期世代(就職氷河期世代活躍支援プランに基づく特定分野に限る)、ロ)子育てや介護等により長期の職業ブランクを経た女性、ハ)生涯現役で働きたい高齢者を対象とする訓練、の申請があった場合は、上記1にかかわらず、各地域(東部、西部、中部)において定員数15名まで優先的に選定します。
なお、当該訓練の申請にあたっては、訓練対象者に配慮した点(訓練の内容、進度、教材、日程等の工夫)を記載した文書(任意様式)を添付してください。
- 4 設定数を超える認定申請がある場合、選定となり、認定されないことがあります。また、地域や分野の偏りを小さくし、より多くの訓練受講機会を確保する観点から、機構は選定点数に順位付けを行った上で、申請機関に対して定員の調整を依頼する場合があります。
- 5 選定の手順については、以下の順のとおりとなります。
- (1)基礎、介護、デジタル系の各分野について、分野毎の定員枠を超過する場合に分野内での順位付けによる選定を行います。
 - (2)基礎、介護、デジタル系で枠の残余が発生した場合、分野共有枠に流用します。選定されなかった申請分は分野共有枠にて再度選定を行います。
 - (3)上記(1)以外の分野においては、分野ごとの定員枠及び上記(2)の分野共有枠内での選定となります。枠の残余が発生した場合、分野共有枠に流用します。
 - (4)上記(2)(3)において選定されなかった申請が発生し、(3)までの手順の後に分野共有枠の残余がある場合は、基礎、介護、デジタル系から選定を行います。
 - (5)選定は、新規参入枠とそれ以外(実績枠)が競合した場合、新規参入枠を優先します。
新規参入枠については職業訓練の内容等が良好なものから、実績枠については求職者支援訓練の就職率実績等が良好なものから認定します。
 - (6)順位付けによる選定後、不選定となった申請について機構静岡支部より通知いたします。
- 6 上記の第3四半期定員数については、第2四半期開講コースの定員変更により減する場合があります。